

《 老朽住宅除却費補助金 》

この制度の補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

※ 着工前に申請をして下さい。

《 対象者 》

- 老朽住宅の所有者（相続人を含む。）で、市税の滞納がないこと

《 対象条件 》

- 市内企業、または市外企業と工事請負契約を締結して除却工事を行うこと
※ 除却工事を行う企業は、建設業の解体工事に係る許可、または北海道知事の解体工事業登録を受けていること
- 除却工事費（消費税を除く）が50万円以上であること

《 対象となる老朽住宅 》

- 専用住宅、併用住宅、**自らが居住**していたことがある賃貸住宅で個人が所有するもの

《 補助額 》（1,000円未満の端数は切り捨てます）

- 市が定める工事費に下記の補助率を乗じた金額

◆ 市内企業を利用した場合

- ・老朽住宅 40%（上限額50万円）
- ・賃貸住宅 20%（上限額25万円）

◇ 市外企業を利用した場合

- ・老朽住宅 20%（上限額25万円）
- ・賃貸住宅 10%（上限額12万円）

※ 老朽住宅：賃貸の経過がないもの



- 併用住宅の場合は、居住部分に限り補助します。
（居住部分とそれ以外の部分の床面積で案分して算出します。）
- 国又は道等より移転、若しくは建替その他の補償等の給付を受ける場合は、当該除却工事の対象額を控除し、補助金の額を算出します。

《 補助の対象とならない費用 》

- 撤去及び除却後に行う敷地の盛土、舗装、柵及び塀等の設置に要する費用
- 事務手数料及び登記等に要する費用

《補助対象基準》

- 補助金額は、下記の表のとおり賃貸契約の有無などにより補助率や上限額が異なります。

老朽住宅				賃貸住宅			
市内企業		市外企業		市内企業		市外企業	
補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額
40%	50万円	20%	25万円	20%	25万円	10%	12万円

※ 老朽住宅：賃貸の経過がないもの。

ただし、砂川市住み替え支援協議会の「空き家・空き地情報」に賃貸物件として登録し、賃貸契約されたものは含む。

【空き家のご相談】

空き家等に関するご相談を受けております。

○空き家を除却したいが、相続関係が複雑で除却できない。

○除却したいがどこの業者に頼んでいいかわからない。

○なにから手をつけていいかわからない など

どんな問題でもお気軽にご相談ください。

《総合相談窓口》

砂川市役所2階 ⑳番

建設部建築住宅課建築指導係

TEL 0125-74-8760

建設部建築住宅課住生活支援係

TEL 0125-74-8758